

## 議案第2号

## 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

デマンドタクシー事業において、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の申請に係る計画を別紙のとおり定めるもの。

計画の名称	申請額（見込）
地域内フィーダー系統確保維持計画	6,412千円

※平成30年度事業より、事前の補助額の内定が見直しされ、計画の認定のみ

<参考>

平成28年度交付決定額・・・2,521千円

平成29年度交付決定額・・・2,456千円

平成30年度交付決定額・・・3,580千円

令和元年度交付決定額・・・5,345千円

令和2年度交付決定額・・・5,795千円

生活交通確保維持改善計画の名称
宝達志水町地域内フィーダー系統確保維持計画（令和4年度～令和6年度）
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>宝達志水町においては、平成21年9月に路線バスが廃止されて以来、隣市へ通じる唯一の幹線交通である鉄道路線を軸に、町内全域をデマンドタクシーが運行しており、地域住民が移動する唯一の交通手段として、医療機関や商業施設など日常生活において自分で車を運転できない高齢者等の交通弱者にとって、生活に必要不可欠な交通機関として機能してきた。</p> <p>しかし、過疎化や人口減少、自家用車の普及により、デマンドタクシーの利用者は年々減少傾向にあり、収支の悪化による行政負担の増加をはじめとした運行上の様々な問題が発生していたため、平成24年度より、鉄道路線との接続や通院などの利用に考慮した運行便数の増便を行ったところであるが、依然として利用者数は減少傾向にあったため、真に住民ニーズに則した運行を実現する必要性が高まっていた。</p> <p>そのため、平成26年度に全町民向けアンケート調査を実施し、住民ニーズの把握に努めた結果、羽咋市の公立羽咋病院への運行及び土曜日の運行を希望する意見が多かったことから、平成27年1月から2月末にかけて実証運行を行い、利用状況及び利用者向けアンケート調査を実施している。</p> <p>その結果、公立羽咋病院への運行と土曜日の運行に対する利用実績は非常に良好であったため、平成27年度より本格的に運行を開始したところである。</p> <p>このことから、地域公共交通確保維持事業により、デマンドタクシー事業を確保・維持することで、住民の交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
デマンドタクシー利用者数は平成26年度以降増加傾向にあったが、平成29年度の大雪や、平成30年度のコミュニティバス全路線における宝達志水町病院乗り入れ開始、令和2年度のコロナ禍等の影響により、減少基調にある。そこで、利用者数の目標は7,000人以上（参考：H28からR2の平均値6,978人）とする。
<b>（2）事業の効果</b>
デマンドタクシーの運行区域及び運行日を住民ニーズに併せて拡大することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
・デマンドタクシーとコミュニティバスを一体にした時刻表の配布（宝達志水町） ・免許自主返納者に対する、デマンドタクシー回数券の配布（宝達志水町）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり。

##### 添付資料

①予定している時刻表：別添デマンドタクシー時刻表参照  
運行予定期間：平成27年4月1日から60か月以上継続

##### ②運行事業者決定の経緯

町内唯一のタクシー業者で、国土交通省が策定した業者選定のガイドラインに基づき、価格、管理や経営などを評価し、現在、町内で運行している株式会社敷浪タクシーを運行事業者として選んだ。

##### ③地域内フィーダー系統の補足資料

宝達志水町では、町内既存の公共交通機関としてJR七尾線があり、その他、平成27年4月より、中学校スクールバスの空き時間を有効活用した無償のコミュニティバスを実証運行した。実証運行の結果から、既存交通等にスムーズに乗り継ぎできるよう、また、地域に密着した生活路線として機能すべく、停留所の改廃、路線の一部見直しを実施し、平成28年4月より本格運行を開始した。

また、平成30年度からは新築移転した宝達志水病院への全線乗り入れも実現している。

※デマンドタクシー時刻表：別添参照

※デマンドタクシー路線図：別添参照

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

宝達志水町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

株式会社敷浪タクシー

#### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

#### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>表5のとおり  添付資料  ①交通不便地域の区分が分かる地図</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成29年8月22日

事業内容について協議、費用負担について議論・合意、計画全体について合意

平成30年6月25日

事業内容について協議、費用負担について議論・合意、計画全体について合意

令和元年6月24日

事業内容について協議、費用負担について議論・合意、計画全体について合意

令和2年7月29日

事業内容について書面決議にて協議、計画全体について合意

令和3年6月

事業内容について協議

21. 利用者等の意見の反映状況

平成26年度に「公共交通に関するアンケート調査」を全町民向けに実施し、デマンドタクシーに関する改善点等を調査した結果、羽咋市の公立羽咋病院への運行及び土曜日の運行を求める意見が多かったため、試験運行を実施。利用実績が良好であったことから、平成27年度より実際に運行している。

また、令和2年度に「宝達志水町の交通に関するアンケート調査」を全町民向けに実施し、町民の日常生活の移動方法や公共交通に対する満足度、改善要望等を調査した。その結果は、今後策定する「宝達志水町地域公共交通網形成計画」に反映させる。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室交通政策課
関係市区町村	宝達志水町（総務課、健康福祉課、地域整備課、学校教育課、生涯学習課）
交通事業者・交通施設管理者等	(株)敷浪タクシー、羽咋警察署交通課、JR西日本七尾営業所
地方運輸局	北陸信越運輸局交通企画課、北陸信越運輸局石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	区長会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会、健康づくり推進員、社会福祉協議会、商工会、町立宝達志水町病院、金沢大学

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

(所 属) 企画振興課

(氏 名) 松本宗久

(電 話) 0767-29-8250

(e-mail) kikaku@town.hodatsushimizu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
宝達志水町	(株)敷浪タクシー	(1) デマンド(乗合)タクシー		宝達志水町		往 km 復 km	294日	11,916回		区域運行	②(1)	「宝達駅」等で地域間 交通ネットワーク(J R)に結節	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宝達志水町
-------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13,174
交通不便地域	13,174

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
13,174	宝達志水町全域	過疎地域

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
12,129 (国勢調査速報値)	$12,129人 \times 100円 \times 1.0 + 5,200千円$	6,412千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

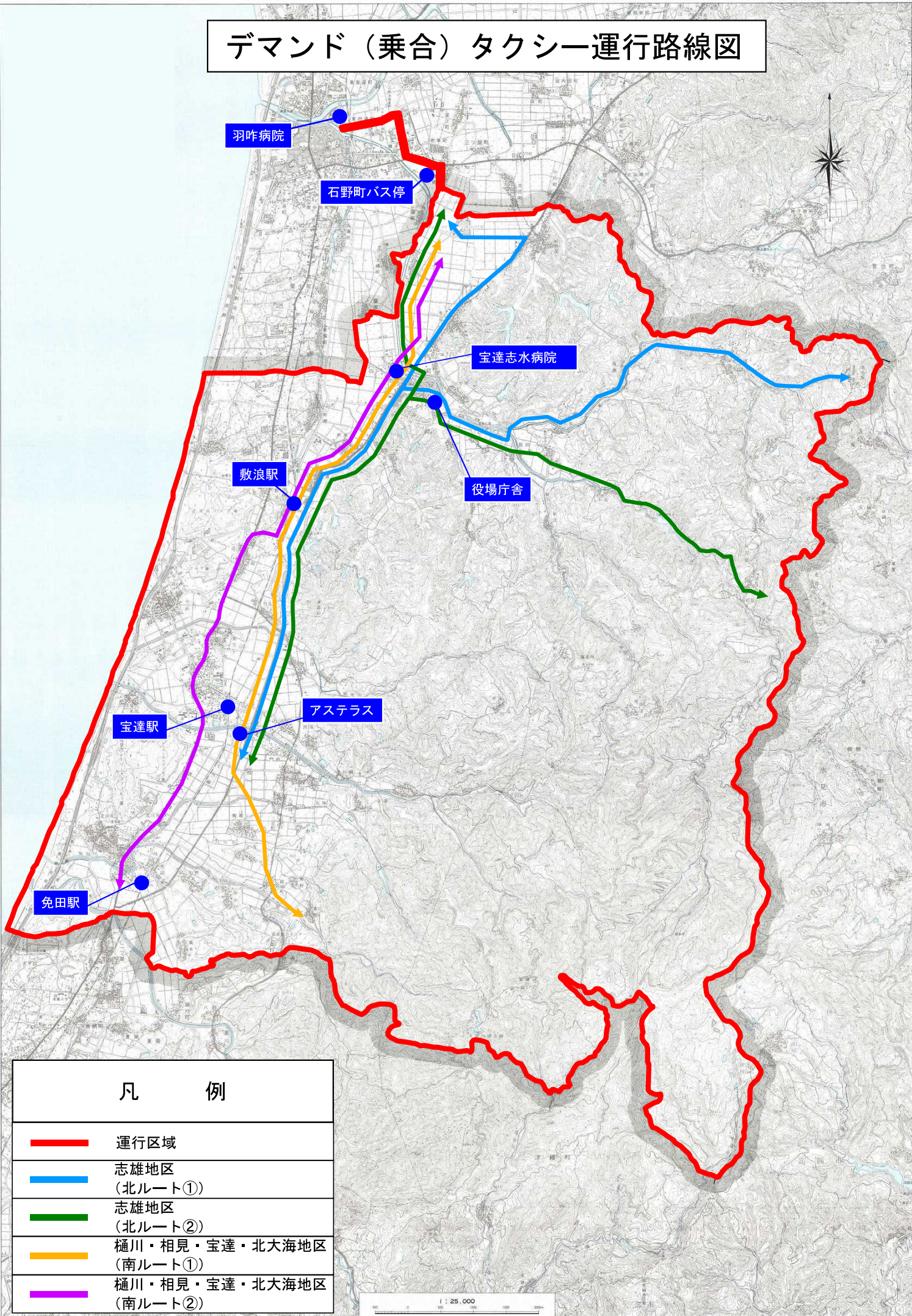
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2))(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



# デマンド（乗合）タクシー運行路線図



凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	運行区域
<span style="color: blue;">—</span>	志雄地区 (北ルート①)
<span style="color: green;">—</span>	志雄地区 (北ルート②)
<span style="color: yellow;">—</span>	樋川・相見・宝達・北大海地区 (南ルート①)
<span style="color: purple;">—</span>	樋川・相見・宝達・北大海地区 (南ルート②)

1 : 25,000



# 宝達志水町 コミュニティバス

# 時刻表

平成30年  
4月2日  
改訂版

お問い合わせ 宝達志水町企画振興課 電話 0767-29-8250

## 南回りルート

行き	バス停名	帰り
8:30	宝達葛会館前	14:43
8:34	河原交差点	14:39
8:35	宝達保育所前	14:38
8:37	上田会館前	14:36
8:38	上田出	14:35
8:39	三日町	14:34
8:42	御館会館前	14:31
8:44	紺屋町	14:29
8:47	東間	14:26
8:50	坪山	14:23
8:51	冬野会館前	14:22
8:53	第一小学校前	14:20
8:54	免田駅	14:19
8:58	北川尻	14:15
9:02	生鮮館ちゃれんじ前	14:11
9:03	宝達中学校前	14:10
9:05	J Aはくい押水	14:08
9:08	宝寿荘	14:05
9:13	今浜会館前	14:00
9:16	米出	13:57
9:20	宝達駅西口	13:53
9:23	宝寿荘②	13:50
9:27	アステラス	13:46
9:30	リカージャンプ	13:43
9:34	敷浪駅	13:39
9:35	敷波	13:38
9:36	荻島	13:37
9:38	子浦	13:35
9:40	宝達志水病院	13:32
9:42	役場	13:30

## 北回りルート

行き	バス停名	帰り
8:30	麦生	14:39
8:33	宿旧会館前	14:36
8:38	はらショッピング	14:32
8:40	出浜	14:30
8:41	柳瀬新町	14:29
8:44	白虎山公園	14:26
8:48	子浦	14:22
8:52	宝達志水病院	14:20
9:04	走入中央	14:07
9:08	向瀬	14:03
9:10	石坂	14:01
9:13	二軒町	13:58
9:16	役場	13:56
9:20	宝達志水病院②	13:54
9:23	子浦②	13:52
9:28	白虎山公園②	13:47
9:30	柳瀬新町②	13:45
9:32	出浜②	13:43
9:34	はらショッピング②	13:41
9:37	宿旧会館前②	13:38
9:40	麦生②	13:35
9:43	宝寿荘	13:32
9:44	J Aはくい押水	13:31
9:46	宝達駅西口	13:28
9:51	アステラス	13:25

## 東回りルート

行き	バス停名	帰り
8:25	南吉田	14:46
8:30	敷浪駅	14:41
8:31	敷波	14:40
8:32	荻島	14:39
8:36	宝達志水病院	14:35
8:49	所司原	14:22
8:55	下石	14:16
8:59	新宮	14:12
9:01	金谷	14:10
9:02	散田室野	14:09
9:05	役場	14:06
9:07	子浦	14:03
9:09	宝達志水病院②	14:01
9:13	二口	13:57
9:16	アルビス	13:54
9:20	杉野屋	13:50
9:22	菅原	13:48
9:23	J Aはくい志雄	13:47
9:26	宝達志水病院③	13:43
9:29	役場②	13:41
9:32	荻島②	13:38
9:34	敷波②	13:37
9:36	敷浪駅②	13:36
9:41	南吉田②	13:31
9:43	リカージャンプ	13:28
9:45	宝達駅西口	13:26
9:48	J Aはくい押水	13:23
9:49	宝寿荘	13:22
9:56	アステラス	13:15

### 宝達志水病院 ②

「ルートの中で2回目に停まる」という意味です。目的の場所に応じて、ご利用ください。

利用料：無料 運行日：平日のみ（12/29～1/3は休み） ※道路事情等でダイヤが遅れる場合があります

## デマンド（乗合）タクシー時刻表

デマンドタクシーは、タクシー車両を利用して、予約をされた方の家まで迎えに行き目的地まで運行する「予約制の乗合タクシー」です。予約をされた方たちの自宅や目的地を効率よく回るルートを毎回設定し、利用者を乗せたり降ろしたりしながら乗合で移動します。

### 予約について

- ・予約・問い合わせ番号 **29-8600**
- ・予約受付時間 午前7時から午後5時まで
- ※運行の20分前までに電話予約をしてください。
- 7:30便は前日の予約が必要です。



### 予約（お迎え）時間の目安

行き先は、宝達志水町内と、羽咋病院、石野町バス停（羽咋市）となっています。下の時刻表は、タクシーがお迎えにあがる時間の目安です。相乗りのため、待ち時間や到着時間が前後する場合があります。

発	金沢・羽咋方面		北志雄方面		宝達川地区・北相見地区発	羽咋・北志雄方面		金沢方面	
	時刻	目的地	時刻	目的地		時刻	目的地	時刻	目的地
志雄地区	7:30	宝達駅・アステラス行 8:15頃着	9:20		宝達川地区・北相見地区	7:30	宝達駅・アステラス行 8:15頃着	9:20	
	7:30	宝達志水病院・役場行 8:15頃着	11:00			7:30	宝達志水病院・役場行 8:15頃着	11:00	
	8:30		12:40			8:30		12:40	
	10:10		14:20			10:10		14:20	
	11:50		16:00			11:50		16:00	
	13:30		16:40			13:30		16:40	
15:10				15:10					

利用料：1人1回500円 運行日：月～土曜日（祝祭日、12/29～1/3は休み） ※ご利用は町民の方のみです。

(表5 別添) 半島振興法上の石川県内交通不便地域





自治体名	宝達志水町				事業者名	株式会社 敷浪タクシー				申請番号					1	運行系統名	デマンドタクシー				運行割合	0.00%												
1回当たりのサービス提供時間	時間				計画運行日数	294日				計画運行回数	11,916回				実績運行日数	日				実績運行回数	回				計画総サービス提供時間	時間				実績総サービス提供時間	時間			

		:土曜		:日曜		:祝日																								合計				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	累計
4月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	計画運行回数	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24	1000	6880	
	実績運行回数																															0	0	
5月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	932	7812
	計画運行回数		44				44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	0	0
	実績運行回数																																0	0
6月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	1064	8876	
	計画運行回数	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	0	0	
	実績運行回数																																0	0
7月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	1000	9876
	計画運行回数	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24	0	0	
	実績運行回数																																0	0
8月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	1064	10940
	計画運行回数	44	44	44	44	44	24		44	44	44		44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	0	0
	実績運行回数																																0	0
9月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	976	11916	
	計画運行回数	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44	44	44	24		44	44	44		24		44	44	44	44	44	44	0	0	
	実績運行回数																																0	0

◆生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)認定申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、申請する生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。
2. 各月については計画回数のみ記載すること。
3. 「1回当たりのサービス提供時間」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

◆生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)交付申請に使用する際の注意点

1. 「申請番号」「運行系統名」の欄については、認定された生活交通確保改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)に記載されたとおり転載すること。